



中国企業に対する法務 DD のポイント～効果的かつ効率的な実施のコツ～ 執筆者:野村高志

はじめに

企業の買収案件においては、法務・財務会計(税務を含む)・環境等の専門的なデュー・ディリジェンス調査(以下「DD 調査」といいます)がなされるのが通常です。そのうち、法務に関する DD 調査(以下「法務 DD 調査」といいます)は弁護士チームが中心となって実施されます。これは、中国企業の買収案件(会社の持分譲渡のほか合弁事業における資産譲渡も含む)においても同様であり、筆者はこれまで数々の中国企業に対する法務 DD 調査に関わってきました。

日本からの対中投資は減少しているといわれますが、実際は様々な新規投資案件がコンスタントに見られる上に、日本国内の企業同士の再編・買収案件に伴って中国子会社を買収対象となることも多く、それらの際には弁護士チームによる法務 DD 調査が実施されます。ますます巨大化する中国市場を攻略するための一方策として、中国企業への出資・資本提携は、今後も増加していく可能性があると思われます。

今回は、近時の中国企業に対する法務 DD 調査のポイントを、実務例を交えて解説します。

1 中国企業に対する法務 DD 調査の難しさ

以下は、中国企業に対する法務 DD 調査における主な調査対象項目です。

本稿は、みずほ銀行発行の Mizuho China Monthly(2016 年 10 月号)掲載原稿をもとに加筆修正したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

© Nishimura & Asahi 2016

《法務 DD 調査の主な調査対象項目》

1. 組織－会社概要、組織変更、内部機構、子会社・関連会社等
2. 株式(出資持分)－株式発行状況、主要株主、株主間契約等
3. 外資投資規制、経営範囲
4. 許認可等－許認可の種類・取得状況、行政処分等
5. 資産－不動産、機械等の動産、負債等
6. 知的財産権－特許、実用新案、意匠、商標、著作権、営業秘密等
7. 重要な契約－製造、販売、購入、輸出入、技術、ローン、担保契約等
8. コンプライアンス(贈収賄)、関連取引(グループ内取引)等
9. 環境－規制の有無・内容、行政処分、クレーム等
10. 労働－雇用契約、就業規則、労組、残業、懲戒、リストラ等
11. 保険－種類、付保内容等
12. 訴訟及び紛争－訴訟、仲裁、紛争の内容等

一般に中国企業(上場企業を含めて)は、対外的な情報開示が限られていたり、開示される情報の信用性に疑問があることが少なくありません。DD 調査の場においても、対象会社の責任者が、外部の弁護士や会計士に対して過度に警戒的になり、情報提供や説明を拒んだり、色々な理由をつけて応じないことも多々見受けられます。時には事実と異なった資料提出や説明がなされることも、無いわけではありません。更に、厳しいスケジュールによる時間的な制約や、言語の壁等も関連して、有益な情報がなかなか得られないことが多いため、「中国企業に対する DD は難しい」という声がよく聞かれます。

とはいえ、「中国企業の実態を把握するのは無理」だと割り切ってしまうのは、適切ではないと考えます。方法を工夫することにより、制約のある状況の中でも、対象会社に対する有益な情報を一定程度獲得することは可能と思われるからです。

また、法務 DD 調査の際には、対象会社に対し、事前に調査資料や質問のリストを送付して提供を求めるのが通常です。ただ中国企業の場合、現地での DD 調査開始前は積極的に応じてくれないことも多く、DD 調査チームが現地で、資料提出要求/提出資料のレビュー/問題点のヒアリング/追加の資料提出要求を同時並行で進める必要があります。これらの作業をうまく分担・協力してスピーディーに進めるのが効率的です。

以下、近年の法務 DD 調査においてよく見られる問題点の幾つかを取り上げ、法務 DD 調査と対応策のポイントについて紹介します。

2 近時の法務 DD 調査で見られる幾つかのポイント

(1) 対象会社の株主の確定

会社の買収案件において、その支配株主(「親会社」という場合もありますし、有限公司の場合は、「持分権者」や「出資者」というべきですが、本稿では分かり易く「株主」といいます)が誰かを特定するのが重要であることはいうまでもありません。買収交渉の実質的な相手方となる場合もしばしばあり、対象会社の株式の譲渡を受ける場合は、その売主となるためです。

ただ、対象会社の真の株主が誰かを特定するという、極めて基本的な作業が、さほど容易ではないことがあります。具体的なパターンにも幾つかあり、例えば大手の集団企業の場合、集団内の各企業が株式を持ち合っていたり、創業経営者等の個人株主も存在するために、出資関係が複雑になっているケースがよく見受けられます。グループ内の企業において、リストラクチャリングの手续が進行中であつたりすると、出資構造も次々と変化していくため、社内関係者であっても現在のステイタスを正確に把握していない事があります。対象会社の説明を鵜呑みにするのではなく、工商局における各社の登録情報などを照らし合わせて、確認・整理していく必要があります。

別のパターンとして、民営企業でよく見受けられるのは、会社経営者(肩書きは董事長や総経理等)が自ら当該会社株式を100%保有していると自称するものの、工商局の登録上は、その親族が株主の名義人となっているというケースです。これには、会社設立時における便宜的理由によるにすぎないケースも多く、既に長年が経過していると、会社関係者の誰もが親族名義のま

までである事に気づいていないこともあります。その場合は、名義上の株主を買収契約の相手方に加えるか、予め名義上の株主から実質的に会社を支配している者に株式を譲渡させることが考えられます。

(2) 不動産に関連する問題点

対象会社が不動産を所有/使用している場合には、しばしば、その権利や登記関係において何かしらの問題が見受けられます。以下、不動産関連でよく見受けられる問題点を紹介します。

(a) 土地/建物の権利の登記未了

製造系の合併事業では、昔も今も、中国側出資者が、その保有する土地使用权を現物出資する例がよく見受けられます。自己所有の土地使用权を現物出資する場合は良いのですが、集団企業に属する企業との合併事業の場合には、当該企業が、集団企業内の別の会社が土地使用权を有する土地を無償で使用させてもらっているケースが見受けられます。ただ、当該会社は長年にわたり当該土地を使用していて、自己保有の土地だと思い込んでいることも多々あり、法務 DD 調査を通じて、その事実が明らかになることがあります。

この場合、いわば他人名義の土地使用权であるため、当該企業がそれを現物出資することはできず、現物出資の前提として、土地使用权の名義を当該会社に移転させることが必要となります。ところが土地使用权の名義移転には費用がかかる上、「国土資源局」等の土地管理部門の認可も必要となるため時間と手間を要しますので、対象会社側が難色を示すことがあります。そうなれば、合併事業への出資方式を全体的に見直すこととなります。

次に、建物に関する問題を取り上げます。対象会社が保有する土地の上に、確かに建物は建っているものの、その所有権証書(中国語で「房屋所有権証」といいますが、地域によって、「土地使用权証」と「房屋所有権証」が一つの「房地产权証書」に統合されている場合もあります)が未取得であり、表題登記(日本の「権利の登記」に相当します)も未了というケースが見受けられます。その理由として、建物の所有権証書を取得するには費用が生じるため、直ちに手続を行うことはせず、譲渡や抵当権設定の必要が生じたときになって行えば良いと考えていたという説明を受けることがあります。このような状態を、対象会社が特に問題と認識していないことも多く、日本側が所有権証書や登記の申請をするよう求めても難色を示されることがありますが、やはり必要な手続は行うよう、しっかりと求めていく必要があります。

(b) 遊休土地

対象会社が保有する土地の上に、建設予定の工場建物が建築されていない、いわゆる遊休土地のまま年数が経過しているケースが見受けられます¹。

この点、遊休土地のまま一定期間が経過すると、土地遊休費の徴収又は土地の回収措置がなされるおそれがあります。1990年に公布された「中華人民共和国城鎮国有土地使用权出讓和轉讓暫行條例」(國務院令第55号)第17条では、土地使用者は土地使用权讓渡契約の規定及び都市計画に従い、土地を開発、使用、經營しなければならず、契約に定めた期限及び条件に従って土地を開発又は使用していない場合、市、県人民政府土地主管部門は、当該行為を是正し、状況を考慮した上で警告、過料又は無償で土地使用权を回収する処罰を課すことができるとされています。

ただ、実際には、地方の当局は必ずしも厳格に摘発・処罰を進めているわけではないように見受けられます。その背景には、国内の景気減速や過剰生産等の影響で、工場の建築予定が遅れたり、着工の目処がなかなか立たないケースが多発していることがあると思われます。地方政府からすると、ある程度期限を猶予してでも、工場建築を進めてもらった方が望ましいとの判断もあるのでしょう。

かかる状況を前提にすると、遊休土地のリスクのレベル感は当局の裁量いかんという側面が強く、リスク判断がなかなか難しいといえます。ケースによっては、管轄当局を訪問して責任者にヒアリングをすることもあります。

¹ 遊休土地の定義について、「遊休地処理弁法」(1999年公布、2012年修正、国土資源令第53号)第2条は、「本弁法において遊休土地とは、国有建設用地使用者が国有建設用地使用权の有償使用契約又は割当決定書において約定し、規定する開発着工日から満1年を経過しても開発に着工していない建設用地をいう。」と定めています。

(c) 賃貸借の登記の未了

対象会社がサービス業に属する場合、会社事務所は所有物件ではなく、リースを受けているというケースは多く見受けられますが、建物の賃貸借契約は、管轄不動産行政主管部門において登記するべきところ、このような登記をしていないケースも見受けられます。

この点、「都市不動産管理法」(国家主席令第 72 号、2009 年 8 月 27 日改正、同日公布、施行)第 54 条では、「建物の賃貸借において、賃貸人及び借人は、書面による賃貸借契約を締結し、賃貸借の期間、賃貸借の用途、賃貸借の価格及び修繕責任等の条項、並びに双方のその他の権利及び義務を定め、かつ建物管理部門において登記・届出を行わなければならない。」と定めています²。

かかる賃貸借契約の登記を行っておくことで、その後に対象不動産が転売されたり、抵当権を設定されたりした場合でも、新たな所有者に対抗でき、元の賃貸借契約が新たな所有者に引き継がれます(中国語で「売買不破租賃」といいます)。他方で、登記していない建物の賃貸借契約は、抵当権者や新たな所有者には対抗できないため、不安定な地位に立たされることになります。

(3) 知的財産権

近年は、特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産権の出願・登録に力を入れる中国企業が増えています。そのため、法務 DD 調査においても、対象会社が保有する知的財産権の調査を行うケースが見られます。中国において出願・登録済みの知的財産権を調査する場合、特許・実用新案・意匠であれば国家知識産権局のサイトで³、商標であれば工商行政管理総局商標局のサイトで調査が可能です⁴。他方、ノウハウ等の場合は対象会社から開示してもらう必要があります。

対象会社が有する技術を把握し、当該技術の市場価値、自社技術とのシナジーを検討するとともに、効果的な特許出願がなされているか、競合他社の特許技術との抵触の可能性等を検証します。

中国企業の場合、会社が実施する重要な特許が、当該会社の代表者個人の名義で(当該技術の発明者でないにもかかわらず)出願・登録されていたり、グループ内の別会社の名義になっていたりするケースがあります。対象会社以外の者が、当該技術等の所有者である場合に、両社間にライセンス契約が存在せず、事実上無償で利用されているケースもしばしば見られます。権利の帰属やライセンス関係を正確に把握するとともに、買収に際して権利の移転やライセンス契約の締結が必要か否かを検討する必要があります。

近年は、知的財産権の重要性に対する認識が高まったことから、中国企業同士の知的財産権侵害訴訟も急増しているため、対象会社が第三者との間における特許権等の侵害訴訟・紛争や、従業員との間における職務発明に関する紛争を抱えていないかにも、十分留意して調査する必要があります。

(4) コンプライアンス—賄賂・商業賄賂

近年の中国国内の反腐敗運動を背景に、企業のコンプライアンスとりわけ公務員に対する賄賂問題に対する関心が急速に高まっています。また、中国では民間企業同士の不正な利益供与行為等が「商業賄賂」として行政・刑事処罰の対象となっており、日系企業が処罰される事例も登場しています。そこで、法務 DD 調査においても、対象会社における公務員への賄賂及び商業賄賂の有無や内容等を調査したいというニーズが高まっています。

まず、公務員への賄賂に関しては、政府機関の職員や国有企業の社員に対する接待・贈答の有無や内容を調査することがあります。もっとも、正面から「役所や国有企業の関係者に対する接待や贈答をやっていますか？」と尋ねると、こちらの意図を察知して警戒され、「全くやっていない。」と一言で否定されたり、明確な回答が得られない可能性があります。このような場合、財務 DD 調査チームとの協働作業が効果的なことがあります。財務 DD 調査において、どのような相手に幾らの接待・贈答を行っているか

² なお、上海市においても、「上海市房屋賃貸条例」(上海市人民代表大會常務委員會公告第 24 号、2000 年 7 月 1 日施行、2010 年 9 月 17 日修正)の第 15 条では、「不動産の賃貸借契約を締結・変更する際に、当事者は不動産所在地の登録・登記部門において、登記届出の手続きを行うものとする。登記を行っていない不動産賃貸借契約は、第三者に対抗できない。」と定めています。

³ 国家知識産権局のサイト(<http://www.sipo.gov.cn/>)にアクセスし、キーワードにより検索し、公開・公告された特許明細書及び書誌的事項の閲覧ができます。

⁴ 工商行政管理総局商標局のサイト(<http://www.saic.gov.cn/ywbl/zxcx/sbcx/>)にアクセスし、キーワード等により登録商標及び出願商標の閲覧ができます。

が判明していれば、それを手掛かりとして、その相手の属性や接待・贈答の目的等を具体的に尋ねることが可能になります。

次に、商業賄賂においては、「反不正当竞争法」第 8 条で商業賄賂行為が禁止されているものの内容・範囲が明確ではなく、これを具体化した行政法規「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」で、以下の表記載の通り、禁止される行為類型が挙げられています。

①	帳簿に記載をしていないリベート(代金の一部返還)
②	契約に基づいて帳簿に記載をしていない値引き(代金差引き/返金)
③	帳簿に記載をしていないコミッション(仲介手数料)
④	現金/物品の贈与(少額の礼品を除く)

これらのうち、①リベート、②値引き、③コミッション提供については注意が必要で、いずれも具体的な商取引に関連して生じるため、取引の流れに即して理解する必要があります。

中国における商取引は、通常、(a)取引契約の締結、(b)商取引の実行(物品・サービスの提供)、(c)代金の支払い(決済)、(d)発票の発行処理、(e)社内における会計・財務上の処理(帳簿への記帳等)が順次なされます。これらがいずれも適切になされていればよいのですが、一連のプロセスに齟齬がある場合、例えば契約や発票、帳簿上の記載が一貫していない等、それらと実際の取引内容に齟齬がある場合には、商業賄賂が成立する可能性があります。

そこで、弁護士・会計士を交えたチームにより契約書類及び財務会計処理の精査を行うのが効果的です。まず契約書類の精査では、①書面契約を締結しているか、②取引内容が適法か、③契約内容・条件が適切に明記されているか、④契約の文言と取引の実体に齟齬がないか、といった点を確認します。次に、財務会計処理の精査では、①契約文言と会計処理、帳簿の記載内容に齟齬がないか、②支払いに関する証憑の徴求・管理が適切になされているか、③適正な種類の発票が発行されているか、といった点を確認します。書面契約が一応締結され、それに沿って帳簿に記載されているだけでは十分とはいえ、取引の実態と契約書や帳簿の記載文言・名目に齟齬がないかどうかを確認する必要があります。

他方、前述の表④の「現金/物品の贈与」については、単に財物の金額のみによって判断されるのではなく、贈与行為の背景事情、財物の価値、不正な目的の有無、請託の有無、便宜の提供の有無等を総合的に調査・検討し、商業賄賂と認定されるおそれがあるかを判断します。この点、中国では、中秋節の月餅や婚礼の紅包等、様々なビジネスシーンで贈与行為がなされる点に注意を要します。

(5) 環境問題

近時の中国では環境問題(大気汚染、水質汚染、土壌汚染、汚染物質の排出等)がますます大きく取り上げられるようになり、政府当局も厳しく監督・処罰する傾向になりつつあります。日本企業としても、近年は非常に関心が高くなっているトピックであり、深刻な環境問題を抱える中国企業とは、買収や合併事業を進めることは困難と考えるのが一般的かと思われます。もっとも、中国企業側は、環境問題に関して当局から指摘や処罰を受けたり、マスメディアで取り上げられた事実については、開示や説明を拒んだり詳細な事実を開示したがるケースがあります。

この点、中国でも、環境関係を専門に調査するコンサルティング会社があり、そのような会社に環境 DD 調査を依頼するケースも増えています。環境 DD 調査の結果を参照することで、問題発見の手掛かりが掴めることがあります。

また、最近では環境保護局の情報公開が進展しており、地域によっては環境保護局がウェブサイトで行政処罰決定を公表している例があります。対象会社が行政処罰の情報開示に応じない場合、このような方法で情報収集を進めるのもよいかと思われます。

具体例として、中央レベル及び北京市、上海市のサイトを以下に紹介します。基本的には、各地の環境保護局はウェブサイトにおいて関連の情報を開示するようになっています。ただし、地域によってはタイムリーに情報が更新されていない場合もあります。

- ① 国家環境保護部の行政処罰情報公表サイト
<http://hjj.mep.gov.cn/hjzf/xzcf/>
- ② 北京市環境保護局の行政処罰情報の公表サイト
<http://www.bjepb.gov.cn/bjepb/413526/413663/413765/414262/index.html>
- ③ 上海市環境保護局の行政処罰情報の公表サイト
<http://www.sepb.gov.cn/fa/cms/shhj/shhj2060/index.shtml>

(6) 労働契約の未締結

対象会社の従業員が、会社と書面で労働契約を締結していないケースがしばしば見受けられます。中国労働契約法(以下「労働契約法」といいます)では、会社には書面での労働契約の締結義務がありますが、それが遵守されていないこととなります。

即ち、労働契約法では、使用者と労働者との間で書面の労働契約を締結しなければならず、既に労働関係が存在する場合は、その雇用開始日より1ヶ月以内に書面の労働契約を結ぶべきとされています⁵。なお、雇用開始日から1年を超えても労働者との間で労働契約を締結していない場合、無固定期限の労働契約を締結しているとみなされます⁶。また、使用者が雇用開始日より1ヶ月以上1年未満の間に、労働者との間で書面の労働契約を締結していない場合には、労働者に2倍の賃金を支給しなければならないとされています⁷。このように、書面の労働契約の締結は厳格に義務づけられており、重いペナルティが課されています。

ところが現実には、書面の労働契約が締結されていないケースが少なからず見受けられます。これにも幾つかのパターンがあるように思われます。

例えば国有大手の集団企業の場合ですと、集団内の企業間で社員をかなり自由に異動させているケースが見受けられます。一見すると日本の出向に類似しますが、多くの場合は従前の企業との間での雇用関係が存続しており、給与や社会保険も従前の企業から支払われ、実際に勤務している対象会社とは労働契約を締結していないと思われれます。対象会社とは雇用関係がないことから、身分関係が不明確といえ、当該人物が対象会社のキーパーソンであり買収後も対象会社に残ってもらう必要がある場合等に、重要な問題となります。

他方で民営企業の場合には、社内の労務管理体制が整っていないために書面の労働契約が締結されていないケースも見受けられます。そのような企業では、他の社内規則や社会保険の納付関係でも様々な問題が存在する可能性があります。対象会社の買収後も、このような労務管理体制を継続されては困りますので、過去の問題点の把握と是正も必要ですが、更に、将来に向けた労務管理体制の改善策を検討する必要があります。

なお、買収案件における法務 DD 調査の場合、対象会社における労働契約・就業規則等の人事労務制度は重要な調査対象となるのが一般的ですが、合併企業を新設する場合であっても、中国側出資者の人事労務制度をある程度調査しておくことは有益と思われる。設立後の合併企業に、中国側出資者の人事労務制度が様々な形で導入されるケースが多いため、予めその当否を検討しておくことで、それらを適切に取捨選択しながら社内制度を構築することが可能となるからです。

(7) 訴訟・紛争の有無

会社が過去または現在に抱える訴訟・紛争事件の有無や内容は、法務 DD 調査の項目の中でも重要性の高いトピックですが、中国側が開示に応じないことが多々あります。

この点、最近では裁判判決文等裁判文章の情報公開が進展しており、最高人民法院やその他の法院のサイトで、多くの裁判判決や決定が公表されているため、調査することが可能です。対象会社が訴訟・紛争に関する情報開示に応じない場合、このような方法で情報収集を進めるのもよいかと思えます。ただし、タイムリーに情報の更新がなされていない場合があるため、複数の調査ルートや調査方法を組み合わせて情報収集することをお勧めします。

具体例として、中央レベル及び北京市、上海市、浙江省のサイトを以下に紹介します。

① 最高人民法院の裁判判決文データベース

<http://wenshu.court.gov.cn/>

⁵ 労働契約法第10条

⁶ 労働契約法第14条第3項

⁷ 労働契約法第82条

- ② 北京市法院の裁判判決文データベース
<http://www.bjcourt.gov.cn/cpws/index.htm>
- ③ 上海市高級人民法院の裁判判決文データベース
http://www.hshfy.sh.cn/shfy/gweb/index_flws.html
- ④ 浙江省人民法院の裁判判決文データベース
<http://www.zjsfgkw.cn/Document/JudgmentBook>

3 おわりにー日本企業にとっての留意点

中国企業の買収や合併案件で、事後に様々な問題が発見されて紛争に陥るケースがありますが、その中には、出資に際して法務 DD 調査が十分になされていないかと思われるような例もあるようです。相応の時間と手間を掛けて法務等の DD 調査を行っておけば、潜在的な問題点をかなりの程度まで発見することは可能と思われます。

法務 DD 調査を通じて、対象会社の問題点を予め把握しておくことで、当該案件を中止する決定をする場合は勿論のこと、買収等を進める場合であっても、例えば当該問題点の解消をクロージングまでの前提条件としたり、クロージング後に解消することを誓約させたりすることで、リスクヘッジを図ることが可能となります。また、以後の会社運営にあたり、それらの問題点に留意することが可能となる意味でも有用です。

買収・合併案件において、「スケジュール優先」となって法務等の DD 調査に十分時間を割けない状況に陥り、結果的に検討が不十分のまま契約締結に至ることのないよう、DD 調査には十分な時間と手間をかけて実施して頂きたいと願っております。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 弁護士 上海事務所代表

ta_nomura@jurists.co.jp

1998 年弁護士登録。2001 年より西村総合法律事務所に勤務。2004 年より北京の對外經濟貿易大学に留学。2005 年よりフレッシュフィールズ法律事務所(上海)に勤務。2010 年に現事務所復帰。2012 年～2014 年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014 年より現職。

専門は中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No. 1494)) 等多数。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティスチーム

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eapg@jurists.co.jp
URL: <https://www.jurists.co.jp>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info_beijing@jurists.jp

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info_shanghai@jurists.jp